作成日付	

特定（介護予防）福祉用具販売
重要事項説明書

１　事業者

事業者名称	株式会社介護の太助
代表者氏名	代表取締役　松元　一起
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	千葉県船橋市習志野台二丁目4番5号 ヨエムビル202 047-467-2153
法人設立年月日	平成29年4月19日

２　事業所の概要

⑴　事業所の所在地等

事業所名称	介護の太助　青森店
介護保険指定 事業者番号	青森市指定　第0270106792号
開設年月	令和8年8月1日
事業所所在地	青森県青森市浪館前田4丁目29-3
管理者	小島　勝
連絡先	電話　017-782-0171　ﾌｧｯｸｽ　017-782-0313
事業所の通常の 事業の実施地域	青森県全域

⑵　事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日・営業時間	平日　９：00～17：00
休 業 日	土、日、祝、８月13日～8月15日、12月30日～1月4日

⑶　事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	○職員の管理及び業務の管理を行います。	常勤　1名 （福祉用具専門相談員業務と兼務）
福祉用具専門相談員	○福祉用具の選定援助、取り付け、機能等の点検、使用方法の指導、搬入等を行います。	常勤　2名以上 （うち１名は管理者と兼務）

３　提供するサービスの内容について

⑴　「特定（介護予防）福祉用具販売」は、要支援・要介護のご利用者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険上のサービスです。

⑵　事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。

⑶　事業者は、下記の福祉用具を販売いたします。

1.腰掛便座　2.自動排泄処理装置の交換可能部分　3.排泄予測支援機器　4.入浴補助用具　5.簡易浴槽　6.移動用リフトのつり具部分　7.スロープ　8.歩行器　9.歩行補助つえ

４　福祉用具の選定

⑴ 事業者は、福祉用具専門相談員に、福祉用具販売の提供にあたり、適切な相談又は助言を行わせます。

⑵ 福祉用具専門相談員は、福祉用具の決定にあたっては、ご利用者、ご利用者の後見人（後見人がいない場合にはご利用者のご家族）及びご利用者の居宅サービス計画を作成した介護支援専門員と相談の上、ご利用者の状況とその意向に配慮して行います。

５一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制

⑴ 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかをご利用者が選択できることについて、ご利用者等に対し、メリットおよびデメリットを含め十分説明を行うとともに、ご利用者の選択に当たって必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、ご利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。

⑵ 選択制の対象福祉用具を販売で提供する場合は、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認させていただきます。

⑶ 選択制の対象福祉用具を販売で提供する場合は、ご利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行います。なおその際の費用については実費を請求させていただきます。

６　サービス提供に関する相談、苦情について

相談及び苦情申立の窓口

介護の太助　青森店 相談及び苦情窓口	所在地 電話番号 ﾌｧｯｸｽ番号 受付時間 苦情受付担当者	青森県青森市浪館前田4丁目29-3 017-782-0171 017-782-0313 午前９時から午後５時まで 小島　勝
青森市役所 福祉部 介護保険課	所在地 電話番号 ﾌｧｯｸｽ番号 受付時間	青森県青森市中央一丁目22-5 017-734-5362 017-734-5355 平日8時30分～17時00分
青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	青森県青森市新町二丁目4番1号青森県共同ビル3F 017-718-4976 平日8時30分～17時00分（土日祝祭日除く）

７　虐待の防止のための取組について

⑴ 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理部長　中川　健

⑵ 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を定期的に開催しています。

⑶ 利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

８ 身体的拘束等の適正化の推進

当事業所では、ご利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない事とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録します。

９業務継続計画（BCP）の策定

当事業所では、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する指定
⑴ 介護予防サービス事業の提供を継続的に実施するため及び非常時での体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置
⑵ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するように努めます。
⑶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１０感染症の予防及びまん延の防止のための措置

⑴ 当事業所では、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる様に努めます。
⑵ 事業所における感染症の予防及びまんえん防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底します。
⑶ 職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１１ ハラスメント防止

当事業者では、職場におけるハラスメント防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修の機会を確保します。

１２　秘密の保持と個人情報の保護について

職員は業務上知りえた秘密を洩らしません。また、退職後もこれを守秘します。

① 個人情報に関する管理者を選定しています。

個人情報保護管理者	管理部長	中川　健

②

利用者及び その家族に関する 秘密の保持について	ア 職員は業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。 イ 職員であった者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
個人情報の 保護について	ア 事業者はご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 イ 事業者が得たご利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者及びその家族の了解を得るものとします。

１３　事故発生時の対応方法について

⑴ 事業者は、利用者に対する福祉用具販売により事故が発生した場合は、利用者と確認を取り市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

⑵ 事業者は、事業者の責により賠償すべき問題が発生した場合は速やかに対応します。

⑶ 前項の場合において、当該事故発生につきご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

① 利用者が、その疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、福祉用具の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

② 利用者の急激な体調の変化等、事業者の提供した福祉用具を原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

③ 利用者もしくは介護者等が、事業者の指示・説明、販売商品に添付している取扱説明書に反し、または事業者の承諾を得ることのない販売商品の仕様変更、加工、改造などの行為に起因して損害が発生した場合。

⑷ 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	賠償責任保険
補償の概要	身体の障害・財物の損壊100,000千円 受託物の損壊5,000千円 人格権侵害500千円

１４ サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所では、第三者機関による評価を受審しておりません。